

極秘通信

特定秘密保護法を廃止しよう！

2017/2/15 第22号

秘密法は廃止に！

共謀罪は廃案に！

事務局長・弁護士 濱島将周

アメリカ新大統領のドナルド・トランプ氏は、マイケル・ムーア氏が「浅ましくて無知で危険だ」とこき下ろすほどの差別王・暴言王で、大統領就任早々、対メキシコ国境での壁建設や中東・アフリカ7か国からの入国禁止を指示するなど暴走しています。これを、アメリカは大変だと笑ってはもらえません。ムーア氏のトップ評は、そのまま日本のトップにも当てはまるのですから。その安倍晋三政権も、暴走を続けています。政府が組織犯罪処罰法改正案＝新たな共謀罪法案を

この通常国会に提出し、成立させる方針だ、と報道されました。2020年の東京五輪を見据えて「テロ対策」が必要だ、「この法律が成立しないと東京五輪は開けない」とまでいいふらし、法案名も「テロ等準備罪」とすれば、乗り切れると踏んでいるようです。安倍首相が「福島第一原発の状況はアンダー・コントロールにある」とウソまでついて東京五輪誘致に奔走したのは、こういう利用の仕方があったからなのかと勘ぐりたくなります。しかし、いくら「テロ対策」といおうと共謀罪は共謀罪。市民運動潰しの弾圧法に化けることに変わりはありません。菅義偉官房長官は、この法案について「テロ等のための準備

行為があつて初めて罰するのだから、従来の『共謀罪』とは全く違う」と述べたそうです。

しかし、「準備行為」とは何かは明確でなく、共謀を裏づける何らかの客観的行為であれば足り、必ずしも犯罪的とはいえない中立的行為でもよいとされていますから、ほとんど限定の意味をなしません。たとえば単にATMでお金を下ろす行為を、いつもの生活費かもしれないのに、犯罪に必要な物の購入資金だとこじつけて、逮捕してしまえるのです。

また、主体を「組織的犯罪集団」に限るとの要件が付加されるとのことですが、これもほとんど意味がありません。私たちのような市民運動団体であっても、共謀があつたとされる時点で団体の共同目的やその実態が犯罪遂行にあつたと捜査機関が認定すれば、「組織的犯罪集団」とされてしまうのです。つまり、捜査機関の判断でどうとでもできてしまう要件

であつて、共謀罪の対象を絞り、その濫用を防止するための要件たり得ないのです。

今後はおそらく、600を超えるという新たな共謀罪法案の対象犯罪数を多少絞り込んで、修正協議を経たと演出するのでしよう。しかし、そんなことに騙されてはいけません。捜査機関にひとたび「共謀罪」というアイテムを与えてしまふと、たとえば通信傍受法（盗聴法）のように済し崩し的に使われるのは目に見えています。

秘密保護法＋共謀罪で、市民は「お上」の情報から遮断され＋「お上」は市民の動向を押さえ込む：これにマイナンバー制度や監視カメラ網、盗聴法が加わつて、監視社会は完成、自由で民主的な社会は終焉です。そんな社会はまっぴら御免。私たちは、引き続き秘密保護法の廃止を求めるとともに、共謀罪の制定に反対し、4度目の廃案に持ち込ませなければなりません。ともに頑張りましょう。

秘密保全法に反対する愛知の会

【Eメール】 no_himitsu@yahoo.co.jp

【ブログ】 <http://nohimityu.exblog.jp>

【TEL】 052-910-7721

【facebook】 <https://www.facebook.com/nohimityu>

【ツイッター】 https://twitter.com/himitsu_control

市民の政治的表現の自由 12・6「の日を忘れない 愛敬浩二さん講演会

会員 林 秀治

秘密保護法の成立から3年の12月6日、名古屋大学教授の愛敬浩二さんをお招きし、名古屋YCCAビッグスペースにて講演会を開きました。

* 濱篤事務局長の挨拶 *

特定秘密保護法が強行採決されて3年。その前後から私達は街頭に立つて法制定に抗議してきました。その後マイナンバー法も安保法も成立し、再び共謀罪法の制定が画策されている。いま愛敬さん（名古屋大学教授）のお話を聞いて、秘密法成立後の情勢を学ぶことは大変意義がある。

* 愛敬教授のお話 *

「市民の政治的表現の自由」について、秘密法成立後、警察や自衛隊の市民監視事件が相次いでいる。単に監視に留まらず、絵画や写真、俳句に憲法9条や政治的

メッセージが含まれているというだけで、主催者でない行政が展示物の撤去を要求するなどの規制強化が進み、市民の抗議行動には、辺野古や高江などの様に、暴力的弾圧が日常化しつつある。

岐阜県警大垣警察署による市民監視事件（本通信20号や本号参照）では、市民運動が起こる前から警察の監視活動は始まり、市民のプライバシーも含め情報収集し、民間事業者に通知していた。

この件やムスリム監視事件の違憲訴訟の判決や警察庁の見解は、イスラム教徒や市民を監視して得た情報が外部に漏れたことは遺憾だが、監視や情報収集自体は警察法により当然、と強弁するものであり、権力による市民監視が、市民の自由な表現活動を萎縮させることは全く考慮されていない。

個人の肖像権は風前の灯で、デモや集会は当然の如く警察に撮影され、マスコミへの圧力は企業が広告を出さないという兵糧攻めで脅し、それを恐れて表現や報道は付度したものとなってしまふ。他

者との政治的意見の交流が監視されること、そうした「萎縮効果」が生まれ、さらに人々が少数意見との接触を避けるようになり（「同調効果」）、その結果、表に表れる意見が一面的なものばかりになりやすい。監視されないことは、市民社会の健全さにとつて重要だ。

大垣事件を検証すると、警察がプライバシーの「固有情報」を私企業に提供した。最高裁判例からしても、本人の同意も法律上の根拠もない提供であり違法だ。警察は「監視や情報収集」の根拠は警察法2条だというのが、それ自体が曖昧で管理規定がないし、事件の情報提供先が警察の天下り先であることも問題だ。

プライバシーには、ほつといてもらう権利と、自己情報コントロール権がある。マイナンバー制度などで一元管理される個人情報のが原則だが、同時にできうる限り、法的根拠を持ち、管理規定に合致し、利用後は廃棄し、違反者を処罰できる態勢を整えるべき。

プライバシーの侵害には、私生活上の秘密の暴露（激痛）と、自分の情報の密かな収集と蓄積（鈍痛）とがある。後者は自分の情報はどう集められ何と照合されるか分からない不安がある。しかもIT技術の進展で漏洩や拡散は一瞬ででき、情報の訂正や回収は不可能。スノーデン事件が如実に示している。

市民が監視されれば同調効果も生じ、政治的表現は萎縮してしまう。監視化をいかに食い止めるかが、これからの市民運動の課題だ。

続いて大垣事件の当事者が登壇し、事件の要点とこれからの取り組みを説明した。

寒い中80余名の参加。3年前の4000名の抗議集会、その後も集会や街宣など。秘密保護法は根拠すら非公表で、チェック機能は果たしていない。様々な市民運動への抑圧が秘密保護法によって萎縮効果と同調効果を生んでいるが、市民同志の繋がりでそれを無力化しよう。

大垣警察市民監視違憲 訴訟、提訴!

岐阜県大垣市上石津町と不破郡関ヶ原町に連なる山の尾根に、中部電力の子会社である(株)シーテックが、大型風力発電施設の建設を計画しています。風力発電は、再生可能エネルギーとして環境によいとされる一方、工事による土砂災害や風車の低周波による健康被害も問題となります。そのため近隣地域では、風力発電についての勉強会が開かれました。大垣署は、シーテックに対し、この勉強会を主催した地域住民2名(原告)と、脱原発運動などに関わっている他の2名(原告)を名指しして、彼らが結びつくことによつて「大々的な市民運動に展開すると御社の事業も進まないことになりかねない」「平穏な大垣市を維持するために協力をお願いしたい」などと、市民運動を妨害したい意図を露わにしました。そして、原告らの病歴、職歴、

学歴、政治的な活動歴、人間関係などの情報を提供したのです。大垣警察署によつて「やっかい」などと名指しされた当事者が、こうした憲法違反の行為は許せない、と2016年12月21日、国家賠償請求訴訟を起こしました。



大垣警察市民監視事件と 共謀罪

弁護士 中谷雄二

政府は、共謀罪法案をテロ対策のためと言っていますが、共謀罪が、一般市民と関係ないどころか、一般市民にもその刃が向けられることは、明らかです。マンション建設や環境に影響を及ぼす計画が持ち上がった時、周辺住民が反対することはよくあること

ぜひ傍聴へ!

される危険は容易に予想できません。早急に共謀罪に反対する運動を全国に広める必要があります。警察が一般市民を敵視し監視の対象にしている実例である大垣警察市民監視事件の第1回口頭弁論が近々開かれます。是非、多くの方が傍聴され、実態を知っていただきたいと思います。

事件の経緯や訴状などは、『もの言う』自由を守る会」ウェブサイトの (<https://monoiujiyu-ogaki.jindo.com/>) をご覧下さい。

第1回口頭弁論は、3月8日(水)10時〜、岐阜地方裁判所301法廷(大法廷)です(9時30分までに岐阜地裁前にお集まり下さい)。原告と弁護団の意見陳述があります。弁論終了後、岐阜県弁護士会館3Fホールで報告集会を行います。

「もの言う」自由を守る会

(連絡先 0584-81-510

5 西濃法律事務所気付)

5周年総会と記念講演 にお越しください！

秘密保全法に反対する愛知の会は、2017年3月25日(土)に結成5周年総会を行います。その後、ジャーナリストの青木理さんをお招きし、対談による記念講演「監視社会のゆくえ 共謀罪が日本社会にもたらすもの」を行います。

秘密保護法制定から3年。その運用の検証もできない中、政府は、盗聴法の拡大、マイナンバー制度など、市民を監視するツールを手に入れ、さらに共謀罪の制定も目指しています。仙台自衛隊情報保全隊事件、岐阜大垣署事件、大分別府署事件など、国家が特定の個人や団体を監視している実態もあります。監視社会と、市民が萎縮しモノが言えなくなる社会の進行について、知り、考え、そして行動するための5周年総会です。どなたでもご参加いただけます。ぜひお越しください！

秘密保全法に反対する愛知の会 5周年総会 + 記念講演

◆3/25(土) 13時15分～14時 総会
14時15分～16時30分 対談による記念講演
話し手：青木理さん(ジャーナリスト)
聞き手：浜島将周さん(弁護士・当会事務局長)

◆場所：中区役所ホール
(名古屋市営地下鉄「栄」12番出口から東へ1分)

◆facebook イベントページ
<https://www.facebook.com/events/687024484808679/>

◆事前申込みは不要です。どなたでもご参加いただけます。

◆参加費 800円

◆主催 秘密保全法に反対する愛知の会

TEL 052-910-7721

no_himitsu@yahoo.co.jp

<http://nohimityu.exblog.jp/>

秘密保全法 に反対する 愛知の会 5周年総会 + 記念講演

2017.3.25(土)

参加費 800円



青木 理

(講師プロフィール)
ジャーナリスト、ノンフィクション作家。共同通信社入社後、社会部、外信部、ソウル特派員などを経て、2006年に退社しフリーに。テレビ・ラジオのコメンテーターも務める。著書に『日本の公安警察』(講談社現代新書)、『抵抗の拠点から朝日新聞「慰安婦」報道の核心』(講談社)、『ルポ国家権力』(トランスビュー)、『日本会議の正体』(平凡社新書)など多数。

秘密保護法制定から3年、その運用の検証もできない中、政府は、盗聴法の拡大、マイナンバー制度など、市民を監視するツールを手に入れ、さらに共謀罪の制定も目指しています。仙台自衛隊情報保全隊事件、岐阜大垣署事件、大分別府署事件など、国家が特定の個人や団体を監視している実態もあります。監視社会と、市民が萎縮しモノが言えなくなる社会の進行について、知り、考え、そして行動するための5周年総会。どなたでもご参加いただけます。申込み不要。奮ってご参加ください！

総会 13時15分～14時(12時45分開場)
対談による記念講演 14時15分～16時30分
「監視社会のゆくえ
～共謀罪が日本社会にもたらすもの～」
話し手：青木理さん(ジャーナリスト)
聞き手：浜島将周さん(弁護士・当会事務局長)

場所 中区役所ホール
(名古屋市市中区栄4丁目1番8号)
(地下鉄東山線・名城線「栄」駅12番出口から東へ1分)

秘密保全法に反対する愛知の会
TEL 052-910-7721
(X-4)no_himitsu@yahoo.co.jp
(ブログ)http://nohimityu.exblog.jp/
(FBページ)https://www.facebook.com/nohimityu/

会員募集中！

秘密保全法に反対する愛知の会は、主に愛知県に住む弁護士や市民・市民団体が集まって2012年4月に結成した団体です。秘密保護法成立後も、全国ネットワークを呼びかけ、各地の「反対する会」と連携しながら、秘密保護法廃止に向けて元気に活動中！

愛知の会では、特定秘密保護法に反対する仲間を大募集しています！会員には企画のお知らせや極秘通信をお届けします。当会の活動(チラシや極秘通信・展示物の作成・配布、イベントの会場費など)は、すべて会費とカンパのみで行っています。カンパによるご支援も大歓迎！入会希望・カンパ希望の方は、当会までお振り込みください。(年会費・個人1口1000円、団体1口3000円)

【振込先】郵便振替口座

00840-3-214850

「秘密保全法に反対する愛知の会」